

水質汚濁に係る生活環境保全に関する環境基準の 水域類型見直しについて 環境省



中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会では、環境基本法第 16 条第 2 項に基づく水質環境基準の類型指定について、生活環境保全に関する環境基準のうち、河川及び湖沼(水生生物の保全に関するものを除く)に係る報告書をまとめ、この案について平成 22 年 2 月 9 日から 3 月 10 日まで、意見募集を実施しています。

見直しの対象水域は、渡良瀬川、相模川下流、深山ダム貯水池、川治ダム貯水池、相模ダム貯水池、城山ダム貯水池、土師ダム貯水池、弥栄ダム貯水池、筑後川になります。

同専門委員会は本案についてパブリックコメントを実施後、寄せられた意見を考慮して報告案を最終的に取りまとめる予定になっています。

当社では河川などの公共用水域について、水質分析における長年の実績と経験があります。是非一度、お気軽にご相談ください。

資料 2010 年 2 月 9 日付 環境省 報道発表資料

水質分析箇所 大塚卓也